

## ケアラー支援に必要な視点 I

\* この資料は、令和4年3月29日の「第8回 北海道ケアラー支援有識者会議」において用いた説明資料を要約等したものである。

### 1. 基本的な考え方

- ✓ 無償の家族介護者であるケアラーは、「家族が介護することは当たり前」といった考え方が社会に根強く存在する中、家庭内の問題を外部へ相談することに抵抗感を覚える場合もあり、自身が抱える悩みや負担を抱え込みやすい。
- ✓ ケアラーの負担が軽減されるよう支援を行うに当たっては、  
〔相談しやすい環境を確保するとともに、  
支援の必要性に周囲が気づき、適切なサービスに繋げることが重要。〕
- ✓ 以上のことを念頭に、本資料は、市町村の実情に応じた支援体制の構築を促進する観点から作成したもの。

### 2. 市町村や関係機関における支援の視点

#### (1) 早期発見・把握（気づき）に関すること

##### ① 共通事項

- ▶ 支援を必要とするケアラーを早期に発見・把握するためには、ケアラーが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、周囲が気づき、市町村や関係機関へ情報提供を行うか、ケアラー自身へ相談を促すこと。
- ▶ 要ケア者の心身の状態悪化などにより、大きな負担を負うこととなったケアラーは、相談窓口を探す労力を重ねて負うことになるので、ケアラー支援に関する相談先は日頃からわかりやすく周知・掲示しておくこと。
- ▶ 家族介護の状況は世帯によって様々であり、例えば、ケアラーとして把握している者が子が児童生徒である場合、その子もヤングケアラーとなる可能性があるため、年齢に見合わない過度な負担を負うことになっていないかなど、世帯状況の変化も見据えた支援・見守りを行うこと。
- ▶ ケアラーが複数の者のケアを行っている（いわゆる「ダブルケア」）かどうかは、公的サービスの提供状況のみでは気づくことができない場合もあるので、この点にも留意しつつ、世帯状況を把握していくこと。
- ▶ その他、公共料金や税金の滞納など、経済面の変化を捉えた気づきも重要であること。

## ② 関係機関における状況把握

- ▶ 関係機関のうち、
  - 地域包括支援センターや相談支援事業所等の相談支援機関は、来所面談や家庭訪問などの業務を通じて、
  - 民生委員・児童委員は、地域の見守り活動や住民からの情報提供により、
  - 医療機関は、受診時の相談対応などにおいて、  
ケアラーを発見・把握する（気づく）ことが想定されるので、支援を行うに当たっては、必要に応じて情報共有を図ること。

## ③ 支援団体及び住民における状況把握

- ▶ 支援団体等のうち、
  - 町内会やサークル、老人クラブ等の支援団体は、それぞれの活動を通じて、
  - 地域住民は、日頃の付き合いの中で、  
ケアラーを発見・把握する（気づく）ことが想定されるので、支援を行うに当たっては、必要に応じて情報提供の協力を求めること。

## (2) 支援のあり方に関すること

### ① 発見・把握後の対応

- ▶ 支援を必要とするケアラーを把握したときは、適切な支援・サービスに繋がるよう、関係機関間で情報共有を図りつつ、ケース会議等により協議検討を行うこと。
- ▶ 直ちに支援・サービスを受けることを本人及び家族が望まない場合は、当人たちの意向を尊重しつつも、丁寧な説明・情報提供に努めるなど、粘り強く支援・サービスの活用に向けた促しを続けていくこと。
- ▶ ケアラーの置かれる状況は、要ケア者の心身の状態などによって変化するものであるから、ケアの負担がこれまでは小さかったとしても、後に増大することも考えられる。このことを踏まえ、ケアラーにとって「いつでも相談できる」と思える支援体制を確保していくこと。

### ② 連絡・連携体制

- ▶ 支援を必要とするケアラーに関わる関係機関が複数ある場合は、互いに情報連携しつつ、認識を一にして支援を行うこと。
- ▶ 関係機関による連絡・連携体制については、社会福祉法による重層的支援体制整備事業に取り組んでいる自治体もあることなどから、先駆的な取組例なども参考としつつ、より効果的な体制の構築に努めていくこと。

## ケアラー支援に必要な視点Ⅱ（ヤングケアラー）

\* この資料は、令和4年3月29日の「第8回 北海道ケアラー支援有識者会議」において用いた説明資料を要約等したものである。

### 1. 基本的な考え方

- ✓ ケアラーの中でも、特にヤングケアラーは表面化しにくいことから、早期に発見し支援につなげることが重要である。
- ✓ 市町村の実情に応じた支援体制の整備を促進するため、ヤングケアラー支援に必要な視点や考え方を整理することとしたもの。
- ✓ なお、道では、教育機関や関係機関、地域住民などからヤングケアラーに関する連絡を受け、支援が必要なヤングケアラーやその家族を市町村の適切なサービスを行う窓口につなげるため、市町村等と調整を行う「ヤングケアラーコーディネーター」を令和4年度から時限的に配置する。

### 2. 市町村や関係機関における支援の視点

(1) 早期発見・把握（気づき）に関すること

#### ① 共通事項

- ▶ ヤングケアラーについては家庭内のデリケートな問題であることや、本人に自覚がないことなどから、本人の周囲の気づきを促すこと。
- ▶ 潜在化しやすいことから、関係機関等は、①～③等の観点に留意し、必要に応じアウトリーチにより、ヤングケアラーを発見すること。
- ▶ ヤングケアラー本人から支援を求めやすい環境づくりを進めること。
- ▶ ヤングケアラーの発見の場は、学校だけでなく、介護保険・障害福祉サービスなどを利用している家庭における、子どもの状況を把握することによって発見につなげること。
- ▶ さらには、児童委員による状況把握のほか、地域で活動している子ども食堂や放課後児童クラブなどの支援団体、住民などからの情報提供により、ヤングケアラーを発見すること。  
※ 子どもがケアをしている内容が、相手方の生活や健康、生命に関わる重い責任を負うことで、子どもの行動が制限されていないか、また、お手伝いの中でも、過度な責任を負うような状態となっていないか注意が必要である。
- ▶ 各市町村においては、上記のことを踏まえた上で、ヤングケアラー本人だけではなく、ヤングケアラーがケアしている家族の状況を把握し、関係機関との情報共有に努めること。

## ② 学校における子どもの状況把握

- ▶ 教員は、日常の教育活動において、遅刻や欠席が多い、不登校である、成績が不振であるなど、子どもの日々の変化に気づくことにより、状況を把握すること。
- ▶ スクールカウンセラーにより、教育相談などで状況を把握すること。

## ③ 家族が福祉・医療との関わりがある場合の把握

- ▶ 同居の高齢者や障がいのある人などが公的サービスを受けている場合に、ケアマネジャーや相談支援員などが、家庭の状況を一層きめ細かに観察することにより、その家庭の中で子どもの置かれている状況を把握すること。
- ▶ 道は関係機関に対し、研修会など様々な機会を通じて、家庭における子どもの状況把握の促進について周知を行うこととしており、市町村においては、各種会議や常日頃の関わりの中で周知し、連携を図ること。
- ▶ 各種福祉サービスを提供する側は、子どもがケアの担い手となっていないかケアプランを点検すること。
- ▶ 医療機関に対しては、個人情報使用同意書等の同意を確認した上で、通院時の状況など把握した内容について、情報提供などの協力を求めること。

## ④ 地域や支援団体からの把握

- ▶ 児童委員と連携のもと、地域の子どもの把握をすること。
- ▶ 地域における子ども向けの活動やサークル、子どもの居場所などからの情報提供による把握や、趣旨を説明し理解を求めながら、発見に向けた仕組みづくりを進めること。
- ▶ 近隣住民から、通学している様子が無いなど生活面の変化についての情報提供の仕組みづくりを進めること。
- ▶ 学校に來ていない（又は通っていない）場合の子どもについて、発見が予想されるルートへの周知や連携を進めること。（地域福祉・生活困窮、若者支援など）。

## (2) 支援のあり方に関すること

### ① 発見・把握後の対応

- ▶ 発見後は、適切なサービスに繋がるようケース会議等により関係機関が情報共有すること。なお、ヤングケアラーの支援方針を策定する際は要対協などの既存の会議を活用すること。
- ▶ 支援方針を策定する上で、市町村やスクールソーシャルワーカーなど、関係機関が事前に家庭訪問や学校等での面談などにより、本人の意向を確認しておくこと。意向確認する場合は、個室で聞き取りをするなど、子どもが意見を表明しやすい環境に配慮すること。
- ▶ また、既に福祉サービスが調整されている場合は、地域包括支援センター等がケアされている方の意向を事前に確認しておくこと。
- ▶ 子どもが置かれている状況が様々なケース（親が精神疾患、祖母が認知症、障がいがあるきょうだい等）に応じた支援方法や連携体制を検討すること。

- ▶ ケアの状況は、要ケア者の心身の状況によって変化するものであり、普段は大きな負担でなくとも、精神的に不安定な場合を含め、心身の状態が増悪した場合は、いつでも助けを求めることができるようにすること。

特にヤングケアラーには丁寧な説明や定期的な聞き取りをすること。

## ② 連絡・連携体制

- ▶ ケアが必要な者へ適切にサービスを届ける観点から、ヤングケアラーだけではなく、ヤングケアラーがケアしている家族や世帯全体を支援すること。
- ▶ 学校（教員等）が、把握した子どもの状況（情報）を市町村に提供するための繋ぎ先（担当部署（担当者））を定めるほか、学校等にあらかじめ周知すること。
- ▶ 子どもがケアをしている人が、高齢者や障がいのある人、病人などであるほか、年齢的にも子どもから大人までおり、かつ、ひとり親家庭であったり世帯が困窮しているなど、ケアの要因も様々であり、混乱しないよう学校から市町村への繋ぎ先は一元化すること。

※ 市町村が体制整備を進める上で、中核的な役割を担う所管を明確にし、関係機関との連携体制の構築が必要。

- ▶ 学校から市町村への繋ぎ先としては、各市町村と教育機関とのこれまでの関係や考え方にもよるが、まず、スクールソーシャルワーカーや市町村教育委員会に配置されている指導主事などに繋ぎ、その上で福祉部局へ繋ぐこと。
- ▶ 福祉部局においても、スクールソーシャルワーカーや教育委員会から情報を受ける部署を一元化した上で、高齢者、障がいのある人、子ども、生活、保健、医療などの関係課と情報を共有し支援に取り組むこと。

※ 地域におけるケアの担い手となる機関を明らかにし、関係者がその実情を把握したうえで、共通認識のもと連携することが必要。

※ 重層的な支援体制の構築に既に取り組んでいる市町村もあり、今後、先駆的な市町村の状況も踏まえて、より効果的な体制を構築する必要がある。

## (3) 具体的な支援

### ① 支援の留意点

- ▶ 対応した子どもが、ヤングケアラーかもしれないとの認識を常に持ち、関係者間でケース検討会議や適切な支援に迅速につなげること。
- ▶ ヤングケアラーの特性や気持ちに寄り添った支援を行うこと。

### ② 継続的な見守り

- ▶ 支援につないだ後も、関係者間で継続的な状況確認、モニタリングなどを行っていくこと。
- ▶ 支援に至らない場合についても、関係者間で継続的な状況確認をし、細かな変化を察知できる見守り体制の構築と迅速な検討を行うことができる体制を整えること。